

鳥取県告示第761号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所
日野川水系漁業協同組合
米子市熊党323-1
- 2 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第3号
- 3 認可に係る変更の内容

日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁をさお釣（友釣又は毛針釣に限る。）以外の漁法により行つてはならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 域</th><th>期 間</th></tr></thead><tbody><tr><td>日野郡日南町生山における生山橋上流端から2,300メートル下流の同郡日野町上菅及び福長における諏訪橋下流端までの区域</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	区 域	期 間	日野郡日南町生山における生山橋上流端から2,300メートル下流の同郡日野町上菅及び福長における諏訪橋下流端までの区域	略	略		略		<p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁をさお釣（友釣又は毛針釣に限る。）以外の漁法により行つてはならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 域</th><th>期 間</th></tr></thead><tbody><tr><td>日野郡日南町生山における生山橋上流端から800メートル下流の桜原橋下流端までの区域</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	区 域	期 間	日野郡日南町生山における生山橋上流端から800メートル下流の桜原橋下流端までの区域	略	略		略	
区 域	期 間																
日野郡日南町生山における生山橋上流端から2,300メートル下流の同郡日野町上菅及び福長における諏訪橋下流端までの区域	略																
略																	
略																	
区 域	期 間																
日野郡日南町生山における生山橋上流端から800メートル下流の桜原橋下流端までの区域	略																
略																	
略																	
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具又は漁法等による場合であつて、次の同表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、右欄のとおりとする。</p>	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具又は漁法等による場合であつて、次の同表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、右欄のとおりとする。</p>																

水産動物の名称	区分	期間	遊漁料
あゆ こい	略		
やまめ（さくら ますを含む。）	中学生	年間	<u>1,050円</u>
あまご（さつき ますを含む。） いわな にじます うなぎ	身体障害者 （手帳所持 者に限る）	年間	<u>1,575円</u>

3 略

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 第2条第1項の承認を受けた遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2及び3 略

水産動物の名称	区分	期間	遊漁料
あゆ こい	略		
やまめ（さくら ますを含む。）	中学生	年間	<u>1,000円</u>
あまご（さつき ますを含む。） いわな にじます うなぎ	身体障害者 （手帳所持 者に限る）	年間	<u>1,500円</u>

3 略

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2及び3 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成20年11月21日